

2026年度 GX推進法に基づく排出量取引制度に関する説明会

2026年4月

経済産業省GXグループ

はじめに（本資料の目的）

- 本資料は、2026年度より開始するGX推進法に基づく排出量取引制度について、制度対象者となる事業者が初年度に行うべき事項を中心に解説することで、確認業務を担う登録確認機関の各種手続の円滑化を図ることを目的としています。
- あくまで実務担当者向けに実務上のポイントを解説する資料としての活用を想定しているため、詳細については、必ず各種マニュアルを確認ください。

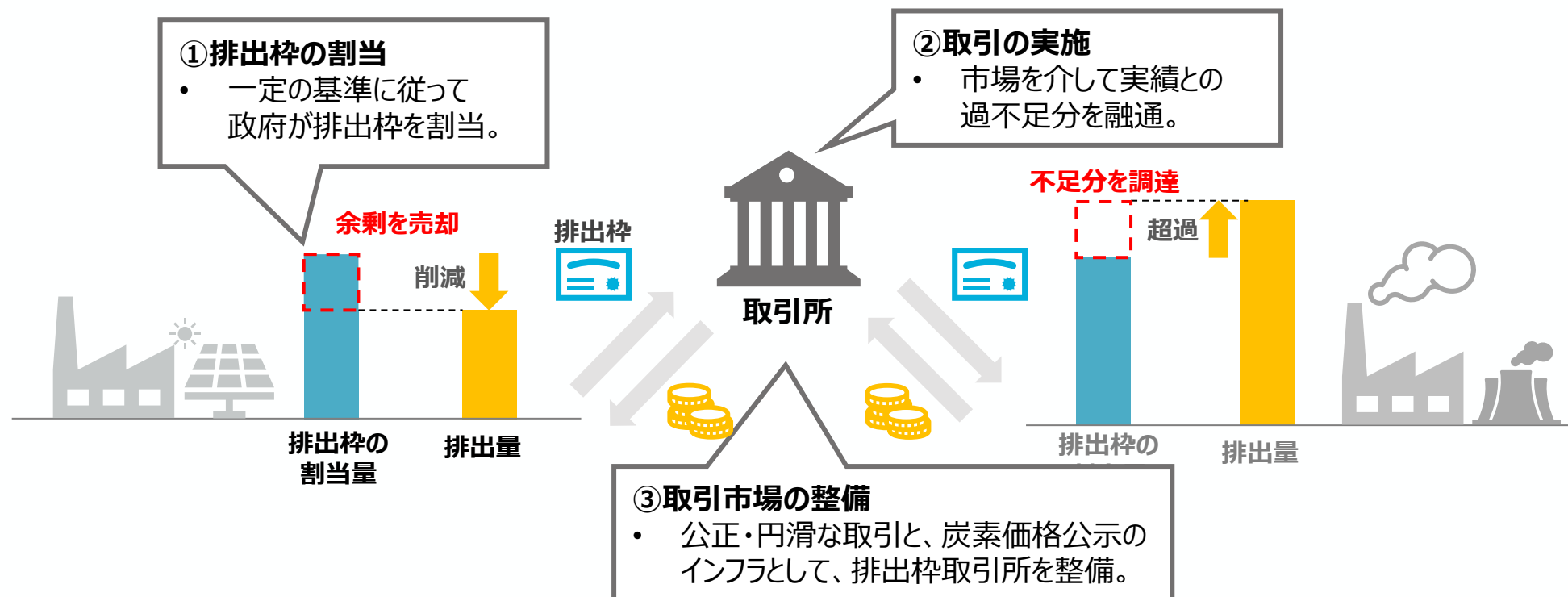
目次

1. 制度の概要と手続の全体像
2. 登録申請
3. 2026年度に行う手続
4. 2027年度以降に行う手続

1. 制度の概要と手続の全体像

排出量取引制度の仕組み

- 排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。
 - 政府は、一定の基準のもと、排出枠を企業に割当。
 - 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
 - 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。



GX推進法に基づく排出量取引制度の概要

制度対象業者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 日本全体で300～400社程度、カバー率は我が国全体の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。

排出枠の割当て及び保有義務

①排出枠の割当て

- 政府は、制度対象事業者に対し、一定の基準（業種別ベンチマーク等）に基づいて算出した排出枠の量を割当て。

②排出実績の算定・報告

- 事業者は自らの排出実績を算定し、第三者機関（登録確認機関）による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

③排出枠の保有

- 毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。

排出枠取引市場及び価格安定化措置

- 取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格の支払いで、不足分の排出枠保有義務を履行したものとみなす。
- （一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合）GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。

割当ての全体像

排出目標量 (※)

ベンチマーク

基準活動量×目指すべき原単位水準

- 洋紙
- 板紙
- ソーダ
- カーボンブラック
- 有機化学工業品
- 石油精製
- ゴム製品
- 板ガラス
- ガラスびん
- セメント
- 石灰
- 高炉
- 電炉普通鋼
- 電炉特殊鋼
- アルミニウム
- 自動車
- 発電
- 貨物自動車運送
- 内航海運
- 航空運送

グランドファザリング

基準排出量×(1-削減率×経過年数)

- エネルギー起源CO2
- 副生燃料由来CO2
- 原材料由来CO2

早期排出削減

- 制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算。

+

勘案事項

カーボンリーケージリスク

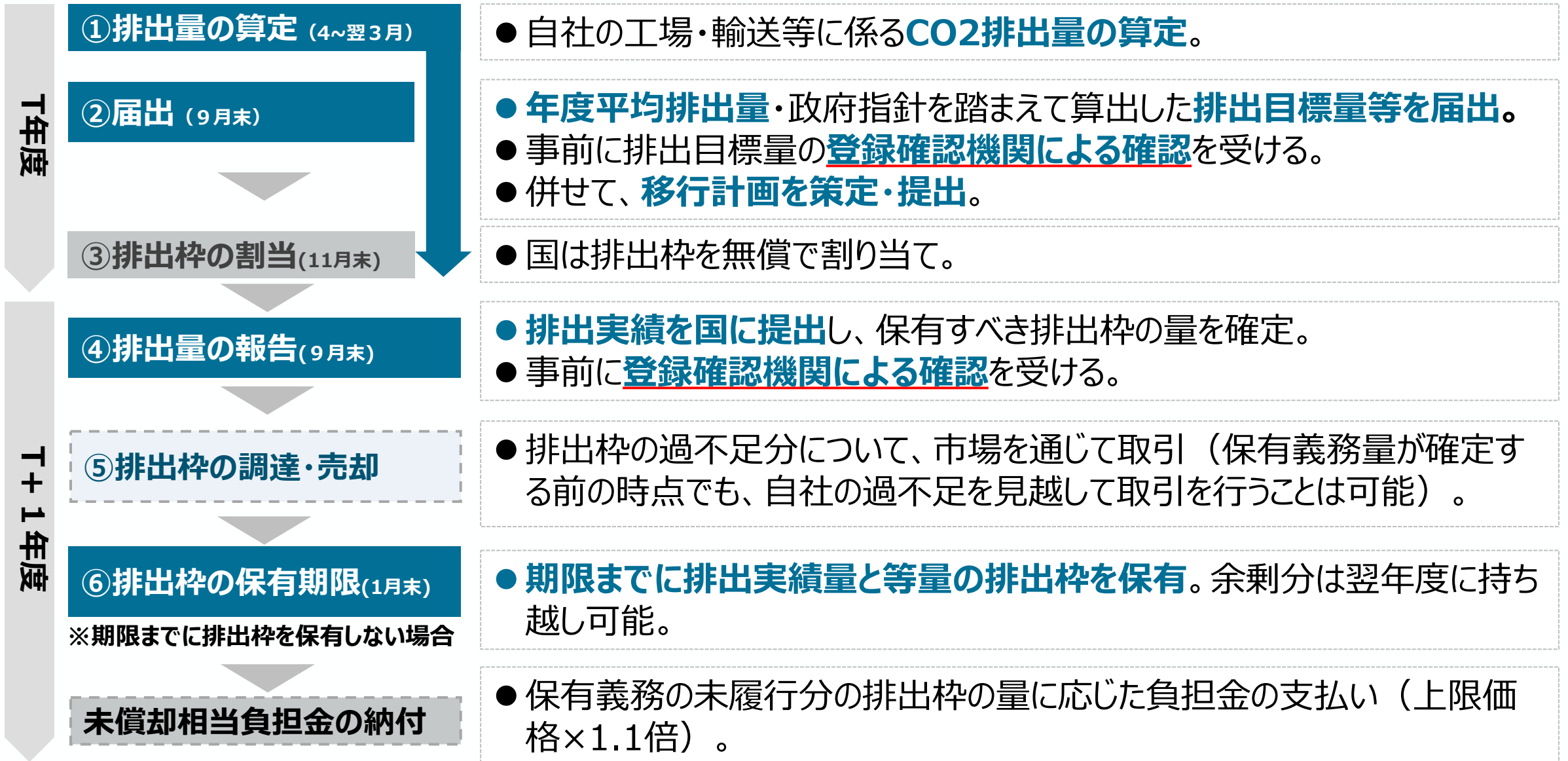
- カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コストが一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。

GX関連の研究開発投資の状況

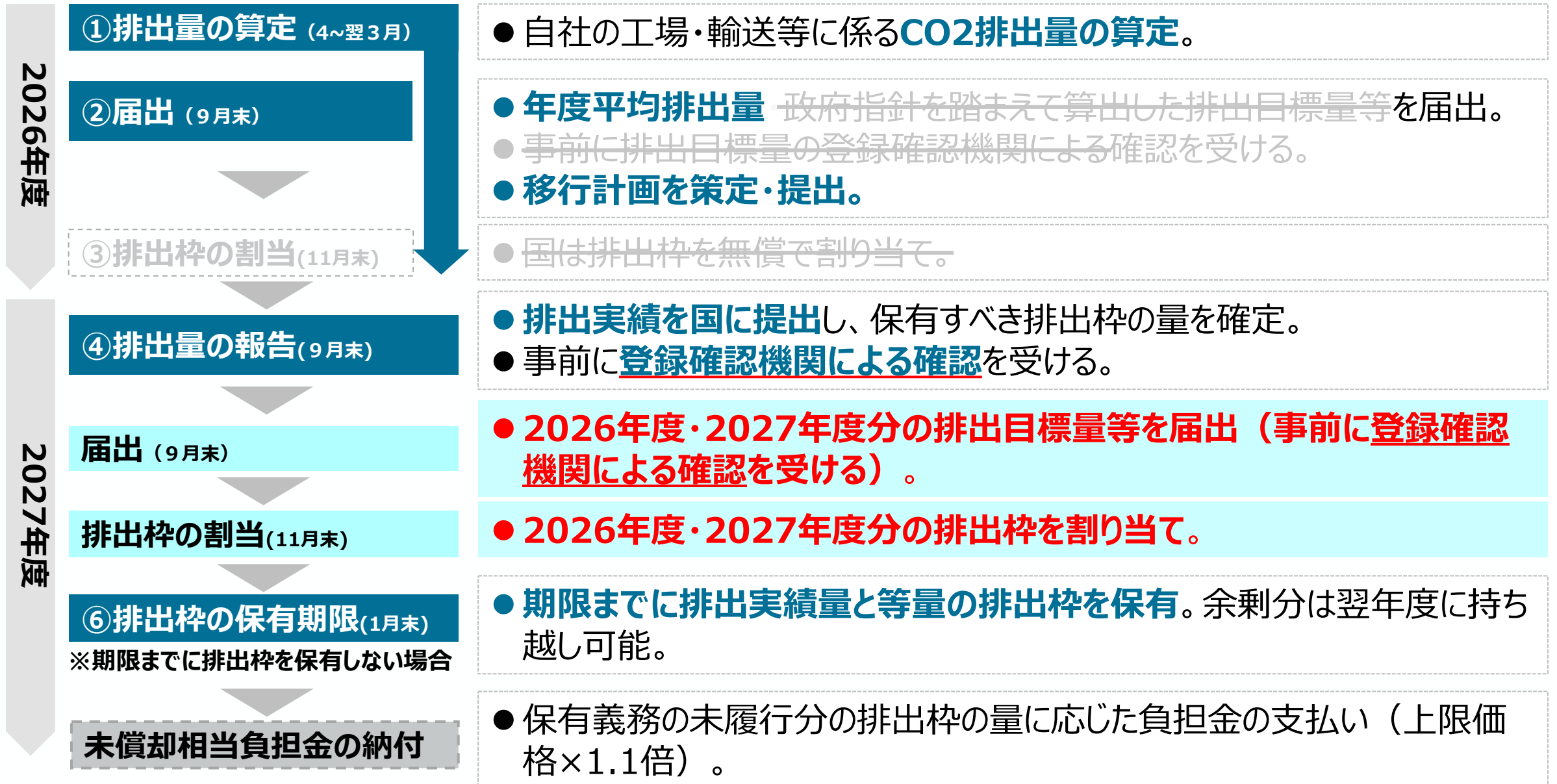
- 前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。

※登録確認機関による確認の対象。

各年度のスケジュール



2026年度における例外



登録確認機関による確認が必要な事項

- 制度対象者が国に対して届出等を行う事項のうち、登録確認機関による確認が必要な事項は以下のとおり。
- 年度平均排出量、勘案事項による調整量及び移行計画は、登録確認機関による確認は不要。

届出

年度平均排出量

排出枠の割当ての基となる届出量

排出目標量

- ▶ ベンチマーク
- ▶ グランドファザリング → 限定的水準の確認業務

- 早期削減勘案量 → 合意された手続

+

勘案事項による調整量

- ▶ カーボンリーケージ
- ▶ 研究開発

移行計画

報告

排出実績量

燃料・原材料由来の
CO₂排出量

-

クレジット無効化量

+

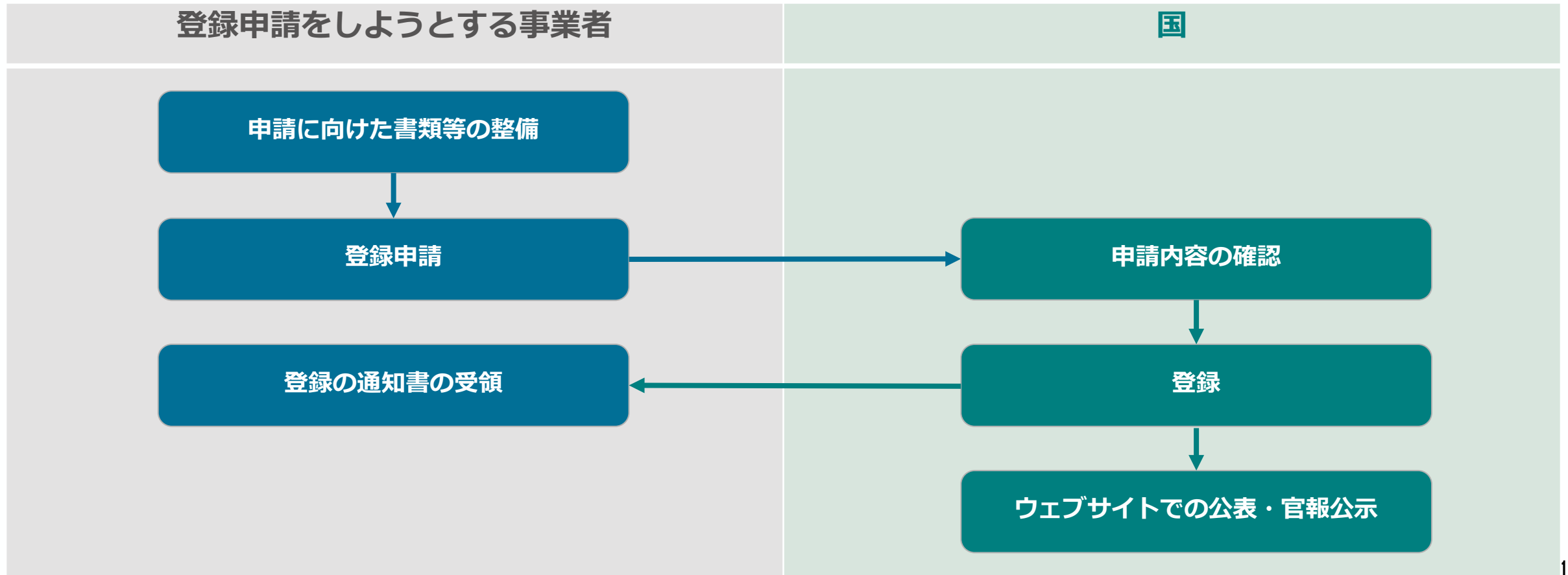
クレジット移転量

→ 限定的水準の確認業務

2. 登錄申請

登録申請

- 2026年1月5日より登録確認機関の登録申請の受付をgBiz FORMにて開始。登録申請受領後、経済産業省において審査の上、順次登録を行う。



【参考】登録要件

60条
1項

客観的資格 (1号)
OR要件

① **認定** ISO 14064-1に対応する**ISO 14065の認定**を取得している者

② **経験** ISO 14064-3:2019又はISSA 5000その他これに類する基準に準拠して、**上場企業のCO₂排出量の検証又は保証業務**を行った経験を有している者

※1 2029年度以降は以下のいずれかを求めることを想定。
 ①ISO 14064-1に対応するISO 14065の認定を取得している者
 ②今後検討される有価証券報告書のサステナビリティ情報の保証業務実施者として登録されている者

業務実施者の能力 (2号)
OR要件

確認業務の責任者が、以下のいずれかを満たす者であること。

① **経験** 検証等業務※2に3年以上従事した者

② **経験** 検証等業務※2を10件以上行った者

③ **資格** 公認会計士法上の社員である者

※2 「検証等業務」とは、ISO 14064-3:2019又はISSA 5000その他これに類する基準に準拠して行うCO₂排出量の検証又は保証業務のこと。
 ※3 2号要件と4号要件の充足をあわせて求めることにより、確認業務の品質及び専門性を確保。

経理 (3号)

確認業務を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有すること。

組織の体制 (4号)
AND要件

以下の①～④について、体制や業務規程が整備され、組織として確認業務を適切に行う環境を有していること。

① **品質管理体制の構築**

- 品質管理規定の整備
- 制度対象者の業種特性等を踏まえた十分な専門性の保有

② **独立性・公平性の保持**

- 倫理規定の整備
- 制度対象者の関係者が確認業務に関与しないこと等を担保

③ **専門能力の管理**

- 教育・研修プログラムの策定・実施
- 力量・能力を把握・評価するプロセスの構築

④ **情報セキュリティ対策**

- 秘密保持規定の整備
- 情報漏えい対策を適切に講じていること

3. 2026年度に行う手続

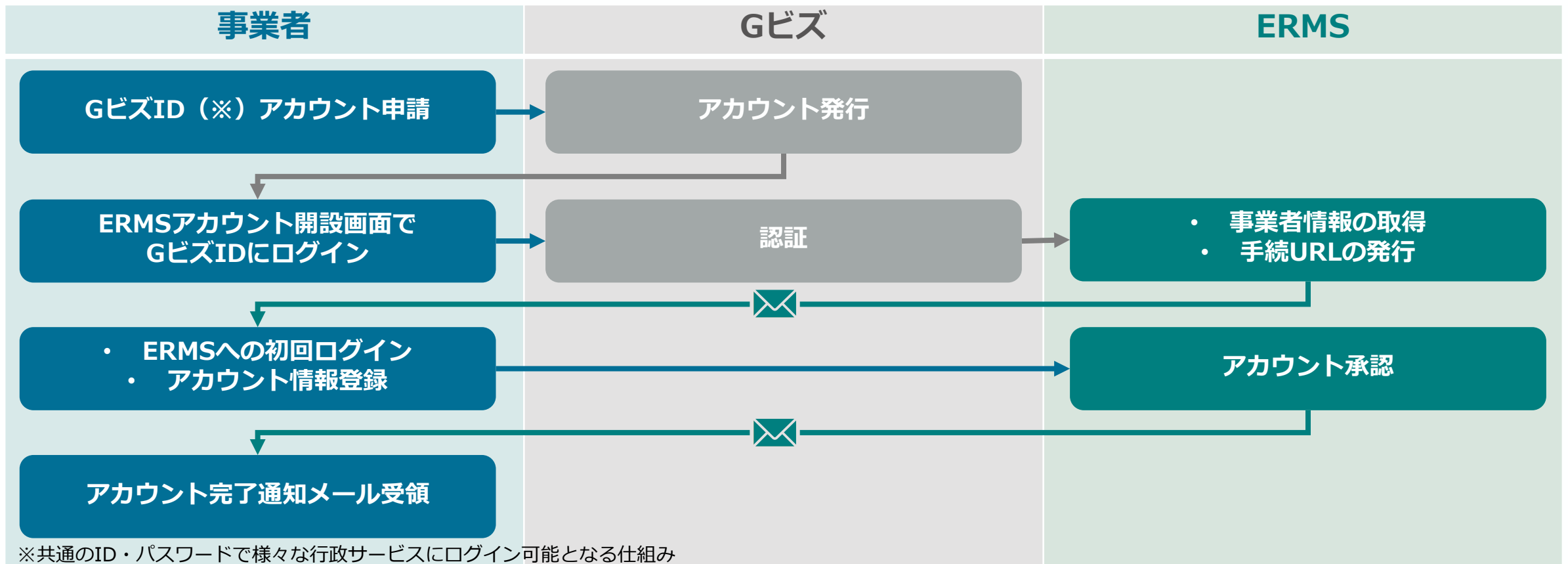
(1) 登録確認機関の対応事項

① 制度対象者とのコミュニケーションの開始

- 2026年度に事業者が行う手続は以下のとおりであり、登録確認機関による確認が必要な届出等事項は存在しない。
 - ① 年度平均排出量等の届出
 - ② 移行計画の作成・提出
 - ③ 排出実績量の算定
- 他方で、2026年4月1日より排出実績量の算定が開始するため、**制度対象者には、2026年度より計画的に登録確認機関との契約を進めることを推奨**している。
- **登録確認機関におかれても、従前より関係がある事業者を始め、制度対象者と早いうちから積極的にコミュニケーションを開始いただくことをお願いしたい。**

②システムのアカウント開設（2026年末以降）

- 排出目標量の届出や排出実績の報告、排出枠の管理等の一連の手続は、排出量取引管理システム（ERMS）において一元的に行う。登録確認機関への確認依頼等もシステムにおいて行う（2026年末にリリース予定。）。



(2) 制度対象者の対応事項

【参考】①年度平均排出量等の届出

- 2026年度は年度平均排出量等を届出（2027年度以降は排出目標量等も届出が必要）。
- 密接関係者と共同で届出を行う場合には、一体的に行うGX投資の内容等についても記載。

届出単位	届出事項	様式
単独 (原則)	① 基本情報（事業者の名称、所在地、主たる事業等）	事業者－第1表
	② 事業者ごとの年度平均排出量及び各年度の排出量等	事業者－第2表
	③ 特定工場等（※）の一覧等 ※年間のエネルギー使用量が1,500kL以上の工場等	事業者－第7表 特定工場等－第1表（1のみ） 輸送－第1表（1のみ）
密接関係者と 共同	④ 密接関係者の基本情報（事業者の名称、所在地、主たる事業等）	
	⑤ 届出を行う事業者との関係（親子会社／関連会社／兄弟会社）	事業者－第6表
	⑥ 一体的に行うGX投資の内容	

【参考】②移行計画の作成・提出

- 届出後、以下の各項目についてERMS上で入力・提出。
- 共同届出を行う場合は、代表事業者及び密接関係者の情報について一括で提出する。

記載事項	公表の有無
I 二酸化炭素の排出量に関する事項	
1. 前年度の二酸化炭素の排出量	○
2. 二酸化炭素の排出量の目標	○ (2030年度の値のみ)
II 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画	
1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果	×
2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容 ※2026年度の計画においては記載不要。	○
3. その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項	○
4. 前年度の計画との比較 ※2026年度の計画においては記載不要。	×

③排出実績量の算定（・報告）

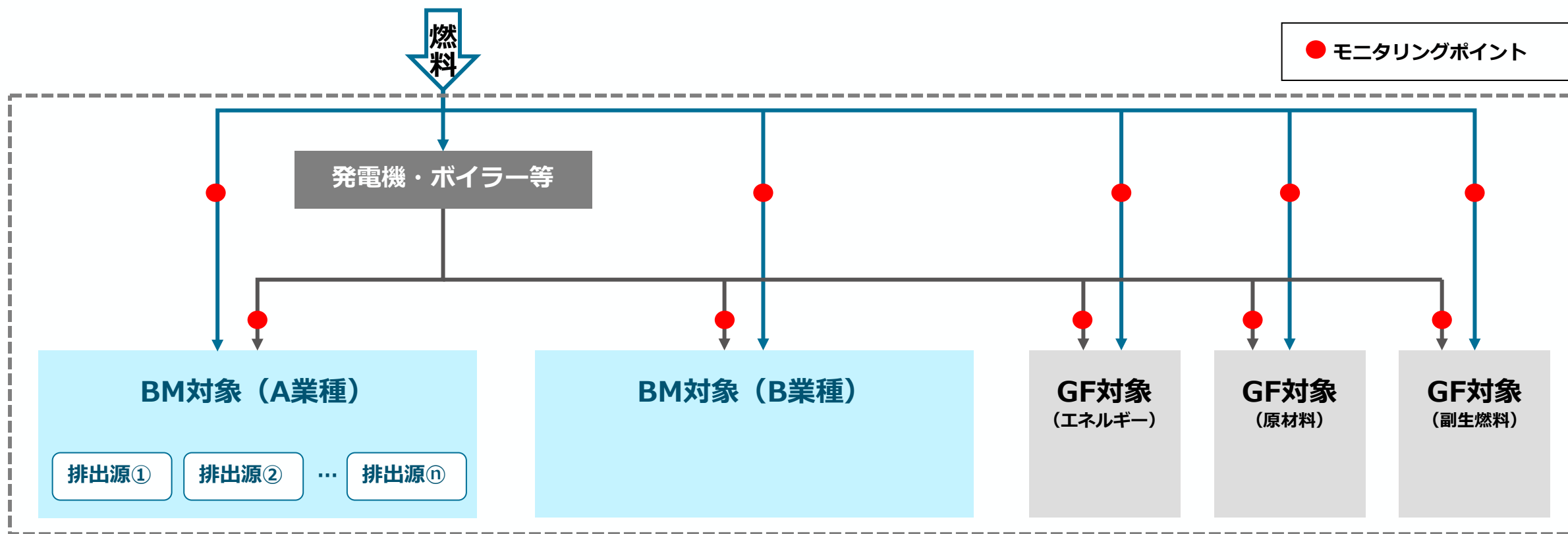
省エネ法・温対法との主な違い

	省エネ法定期報告・温対法SHK制度	GX推進法 排出量取引制度
算定対象	<ul style="list-style-type: none"> 6.5ガス 他者に供給する電気・熱に係る排出を除く 小規模排出源の裾切（※）あり <p>※ 非エネ起 CO2は排出量の合計量が3,000トン以上、従業員数21人以上の事業者のみ報告。</p>	<ul style="list-style-type: none"> CO2直接排出 他者に供給する電気・熱に係る排出を含む 小規模排出源の裾切なし
クレジットの制限	<ul style="list-style-type: none"> 上限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の10%を上限とする
報告の粒度	<ul style="list-style-type: none"> 事業者全体の排出量 エネルギー使用量1,500kL以上の工場毎の排出量 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者全体の排出量 エネルギー使用量1,500kL以上の工場における割当区分（BM/GF）毎の排出量
計量器の管理	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 計量器の精度等について報告
第三者による確認	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 登録確認機関による確認

割当区分ごとのモニタリング

- 一つの工場内に複数の割当区分が混在する場合には、割当区分ごとに排出量を算定・報告。

望ましいモニタリング例

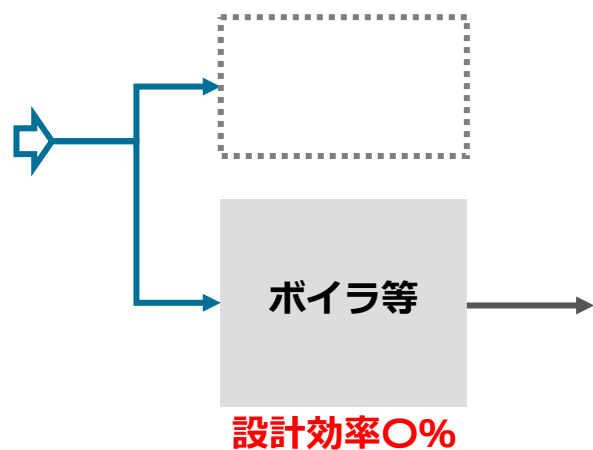


※排出源毎の排出量の把握や報告は求めない。

排出量の按分方法

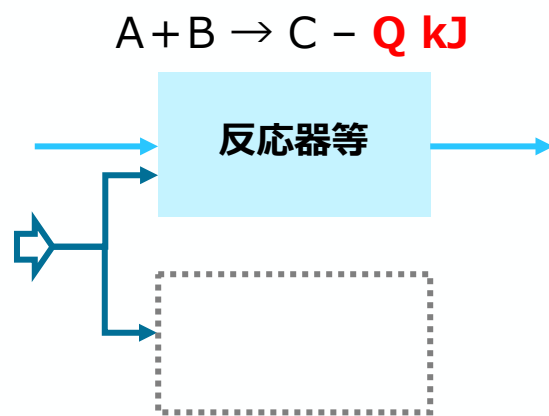
- 割当区分ごとの排出量は、按分によって算定することも許容される。
- 按分方法の例として、具体的には以下のような方法が考えられる。

例 1. 設備の設計データ等を利用



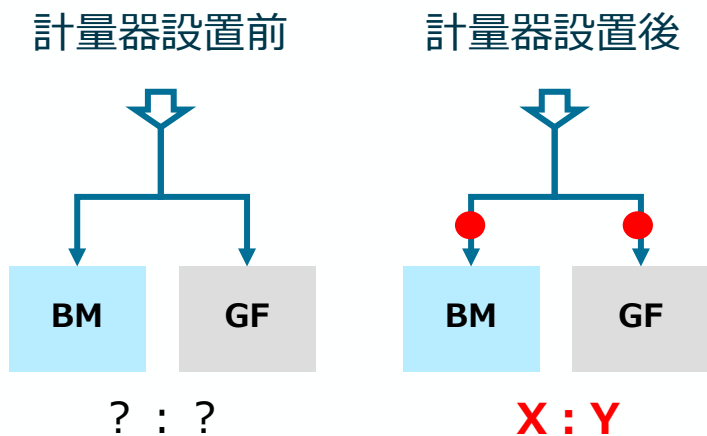
- 設備の設計仕様等からエネルギー消費量を見積もり按分。

例 2. 化学的・物理的特性を利用



- 理論上必要な熱量等に基づいて按分。

例 3. 事後的に取得したデータを利用

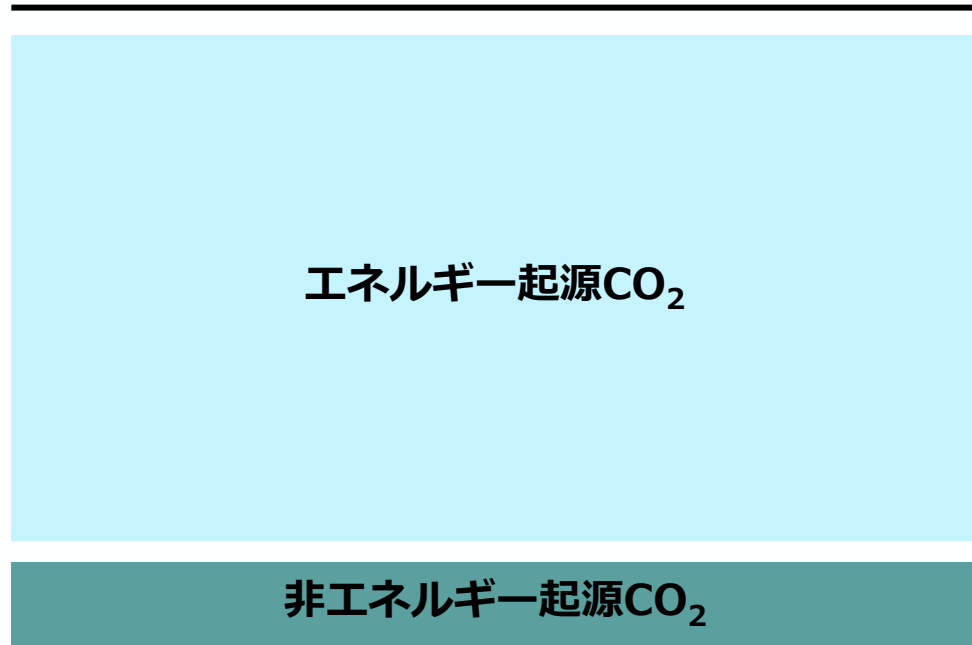


- 計測機器設置後の割合で過去データを按分。

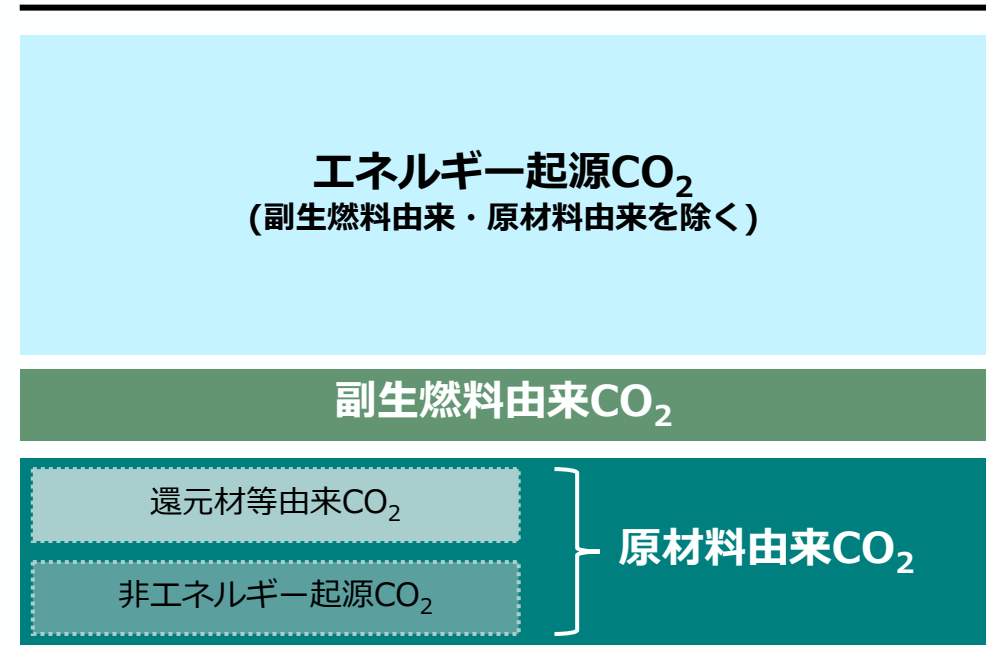
【参考】副生燃料・還元反応による排出の扱い

- GFによる割当てでは、エネルギー起源CO₂・副生燃料由来CO₂・原材料由来CO₂を区別して扱うこととしているため、排出実績量の算定にあたっては、これらを区別する必要がある。

温対法SHK制度におけるCO₂の区分



GX推進法におけるCO₂の区分



➡ GF対象となる場合には、区別して算定・報告。

【参考】 様々な算定方法

- 制度上、算定にあたっては、燃料使用量×係数のような基本的な方法以外の算定方法についても許容される。

算定方法	算定式等
排ガスの実測	$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{CO}_2\text{濃度}^* \times \text{排ガス等流量}$ * 連続測定又はサンプリング測定による
物質収支	$\text{CO}_2\text{排出量} = (\text{原料中の炭素量} - \text{製品中の炭素量}) \times 44/12$
モデル計算	$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{モデルによるCO}_2\text{発生量}^* - \text{CO}_2\text{回収量}$ * 化学式等に基づき原料等の投入量から求めたもの
固定数量×時間	$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{機械仕様値} \times \text{機械稼働時間(h/日)} \times \text{稼働日数} \times \text{排出係数}$

【参考】 排出係数の設定方法

- 燃料使用量×係数のような基本的な方法によって算定する場合に用いる排出係数は、施行規則に定められたデフォルト値のほか、実測等による値を用いることも可能。

設定方法	排出係数
実測 (サンプリング)	排出係数 = 実測により求めたCO ₂ 排出量 ※ / 活動量 (燃料使用量等) ※ CO ₂ 排出量 = CO ₂ 濃度 × 排ガス流量 等
理論計算	排出係数 = 理論的なCO ₂ 発生量 (分子量) ※ / 原料等投入量 (分子量) ※ 化学式等に基づき成分分析した組成から求めたもの
供給事業者提供値	供給事業者が提示する排出係数
文献値	国際的な公的文書・関係省庁が示す排出係数 業界団体や論文 (査読済み) が示す排出係数 等

計量器に係る報告事項

- 排出実績量の算定に用いる計量器については、機器ごとに以下の項目について報告が必要（伝票等に基づいて燃料使用量等を把握する場合は報告不要。）。
- なお、本報告事項は登録確認機関による確認の対象外。

特定計量器（※）

記載事項	記載方法・例
工場の名称	例. A工場
計量器の区分	例. 流量計
測定対象	例. LNG
個数	<ul style="list-style-type: none"> <u>同様の型式・仕様の機器についてはまとめて報告可。</u>
有効期限	例. 20XX年〇月

特定計量器以外

記載事項	記載方法・例
工場の名称	例. A工場
計量器の区分	例. 流量計
測定対象	例. LNG
個数	<ul style="list-style-type: none"> <u>同様の型式・仕様の機器についてはまとめて報告可。</u>
使用範囲	例. 〇m/s ~ 〇m/s
設置年月	<ul style="list-style-type: none"> 複数個をまとめて報告する場合、〇年〇月~〇年〇月や〇年頃などと記載。
現状の器差	例. ±〇%
精度改善に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <u>適切な精度の機器に入れ替える際の費用・期間を記入。</u> 例. ±△%とする場合〇万円/台程度
精度改善に要する期間及び理由	例. 〇年程度

※計量法で定める適正な計量の実施を確保するための基準に適合する計量器。

【参考】目安となる計測精度の水準

- 算定に用いる計量器については、目安となる計測精度の水準を踏まえ、適切な管理を行うことが望ましい。

活動の種類	燃料・原料の種類	活動量の規模	精度の目安
固体燃料の使用	一般炭、コークス等	1,000t以上	Tier 3
		100t以上1,000t未満	Tier 2
		100t未満	Tier 1
液体燃料の使用	A 重油、B・C重油、灯油、軽油、ガソリン等	5,000kl以上	Tier 3
		500kl以上5,000kl未満	Tier 2
		500kl未満	Tier 1
気体燃料の使用	都市ガス	区分無し	Tier 1
	気化された状態 (石油系炭化水素ガス、天然ガス等)	2,500千m ³ 以上	Tier 3
		250千m ³ 以上2,500千m ³ 未満	Tier 2
		250千m ³ 未満	Tier 1
	液化された状態 (液化石油ガス (LPG) 、液化天然ガス (LNG) 等)	5,000t以上	Tier 3
		500t以上5,000t未満	Tier 2
500t未満		Tier 1	
原材料起源			Tier 1

※Tier3:最大公差±2.0%以内、Tier2:最大公差±3.5%以内、Tier1:最大公差±5.0%以内。

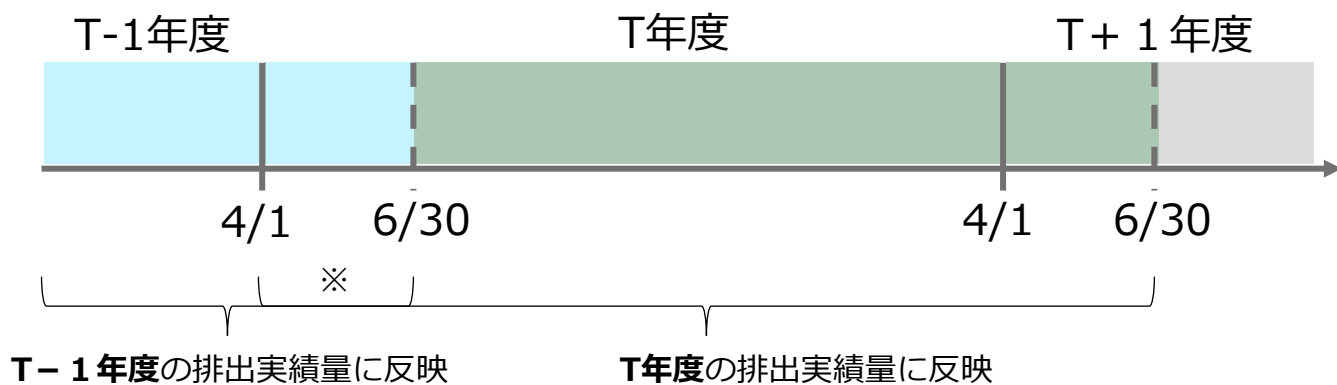
J-クレジット・JCMクレジットの扱い

- J-クレジット・JCMクレジットの無効化・移転を行った場合には、排出実績量にこれらを反映して報告する（報告年度の6月末までに無効化されたものを反映。）。

$$\text{排出実績量} = \text{燃料・原材料由来のCO2排出} - \text{クレジット無効化量} + \text{クレジット移転量}$$

※無効化に伴う控除量は実排出量の10%を上限とする。

無効化期日



報告書への記載事項

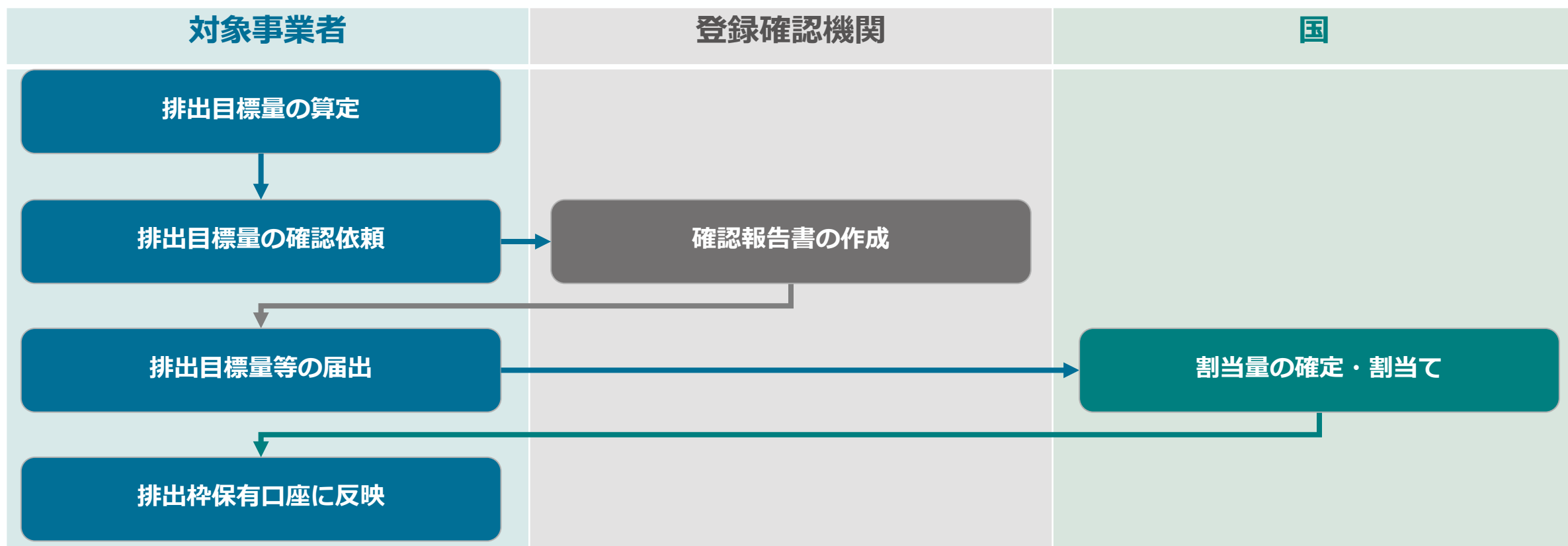
- 無効化量／移転量
- 無効化日／移転日
- クレジット特定番号（J-クレジット）
識別番号（JCMクレジット）
- 事業者が無効化を行ったことを確認できる資料（無効化通知書等）

※4/1~6/30に無効化したものは、T-1年度とT年度のいずれかにのみ反映可能

4. 2027年度以降に行う手続

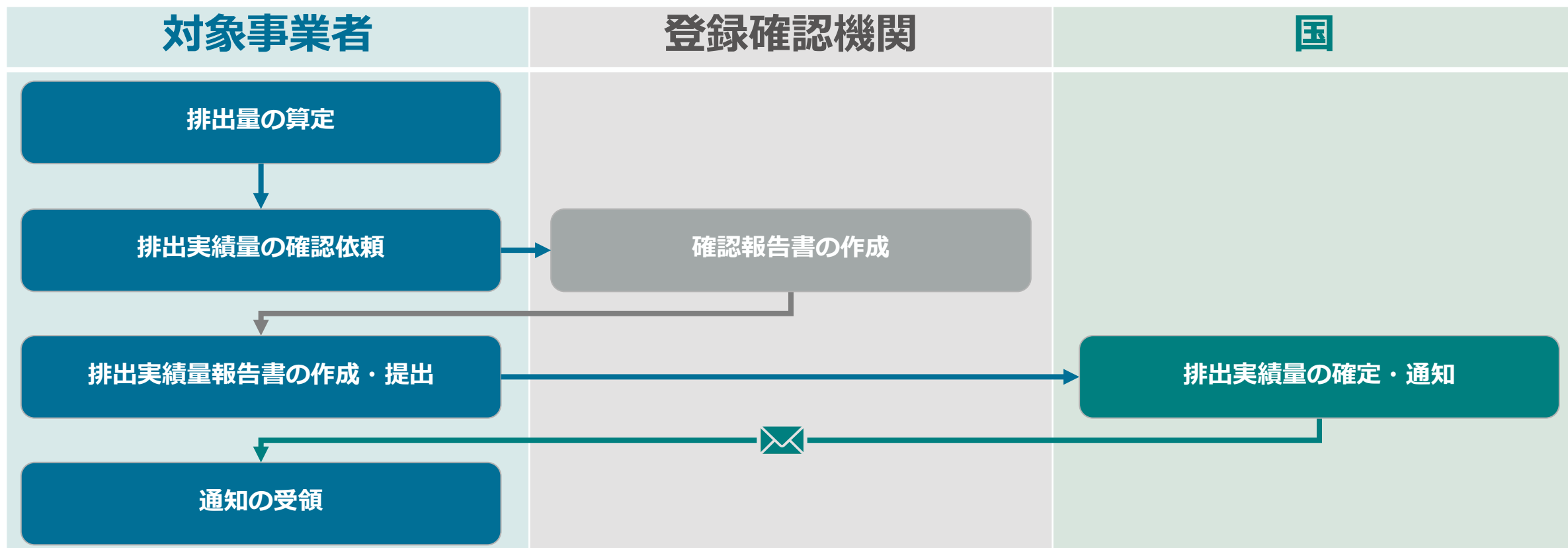
排出目標量の算定・届出の流れ

- 排出目標量については、制度対象者は、登録確認機関による確認をうけた上で国に届け出る必要がある。
- 登録確認機関は、制度対象者による算定結果をERMS上で閲覧する。



排出実績量の算定・報告の流れ

- 対象事業者は、排出実績量を算定し、登録確認機関による確認を受けた上で、翌年度に国に報告する必要がある。
- 登録確認機関は、制度対象者による算定結果をERMS上で閲覧する。



確認業務の実施

- 登録確認機関は、ISO14064-3、ISSA5000その他これに類する基準に準拠する方法により、排出目標量又は排出実績量の確認を行う。

確認業務のポイント（例）

組織境界・ 敷地境界	<ul style="list-style-type: none">共同届出をする場合の組織境界の設定範囲新設、廃止、合併、分割等に伴う組織境界の変化や敷地境界の変化の反映
排出源	<ul style="list-style-type: none">割当区分ごとの排出源の網羅・重複排除適切方法による按分の実施
算定対象範囲 (バウンダリ)	<ul style="list-style-type: none">BM対象として算定すべき事業活動の網羅性排出目標量におけるバウンダリとの一致
活動量	<ul style="list-style-type: none">データの信頼性・網羅性処理の正確性（転記誤りや計算誤り、単位の間違い、異なる活動量の混入等）算定式の妥当性
単位発熱量 /排出係数	<ul style="list-style-type: none">適切な単位発熱量/排出係数の選定実測方法の妥当性（方法の継続性、対象期間、測定頻度、測定時点、読み取り誤り等がないか）
排出量算定	<ul style="list-style-type: none">活動量、単位発熱量、排出係数等の単位の整合性活動量単位の変換や圧力・温度の補正の妥当性加減乗除の計算、端数処理の正確性
表示	<ul style="list-style-type: none">記入漏れ、不明瞭な記載等の有無

割当ての全体像（再掲）

排出目標量（※）

ベンチマーク

基準活動量×目指すべき原単位水準

- 洋紙
- 板紙
- ソーダ
- カーボンブラック
- 有機化学工業品
- 石油精製
- ゴム製品
- 板ガラス
- ガラスびん
- セメント
- 石灰
- 高炉
- 電炉普通鋼
- 電炉特殊鋼
- アルミニウム
- 自動車
- 発電
- 貨物自動車運送
- 内航海運
- 航空運送

グランドファザリング

基準排出量×(1-削減率×経過年数)

- エネルギー起源CO2
- 副生燃料由来CO2
- 原材料由来CO2

早期排出削減

- 制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算。

+

勘案事項

カーボンリーケージリスク

- カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コストが一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。

GX関連の研究開発投資の状況

- 前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。

※登録確認機関による確認の対象。

排出目標量の届出にあたって確認が必要となる情報の例

- 2027年度の届出に向けて、算定根拠に用いる情報の確認が必要。共同届出を行う場合には、密接関係者の情報も含めて確認が必要となる。

算定が必要な項目	確認が必要な情報の例
基準排出量・活動量	<ul style="list-style-type: none">• 工場等の新設・譲渡の発生日等を示す資料• 工場等が被災したことの証明書類• 高圧ガス保安法に基づく検査が行われたことが分かる資料 等
早期排出削減量	<ul style="list-style-type: none">• 温対法SHK制度における過去（※）及び2023~2025年度のCO2排出量の事業所毎の報告値 等 <p>※ 2011年度から届出を初めて行うまで継続して省エネ法定期報告を行っている特定工場等又は輸送手段の場合は、2012年度から2014年度の3年度。詳細はマニュアル参照。</p>

排出量取引制度の内容・手続に関する問合せ

- 排出量取引制度に関するご質問については、GX推進機構が設置する「排出量取引制度ポータルサイト」のお問合せフォームからご連絡ください。

排出量取引制度ポータルサイト



TOP

ニュース・更新情報

排出量取引制度
について

制度対象者/
登録確認機関向け

お問合せ

お問合せ

[排出量取引制度ポータルサイト](#) > [お問合せ](#)

排出量取引制度の内容に関して質問のある方は、下記のお問合せフォームからご連絡ください。
お問合せについては担当者が確認次第、ご連絡をさせていただきます。

属性
(複数選択可) *

- 制度対象者
 登録確認機関
 その他

<https://www.ets.gxa.go.jp/contact>